

## 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

公益社団法人 東京都医師会

公益社団法人 東京都医師会（以下、「本会」といいます。）は、個人番号及び特定個人情報（以下、これらを「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いを確保するため、以下の基本方針を定めます。

### 1. 用語の定義

本基本方針で用いる用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に基づき、個人に対して発行される番号をいいます。
- (2) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報（個人番号と氏名、住所、性別、生年月日等）をいいます。

### 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、番号法、「個人情報の保護に関する法律」、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

### 3. 利用目的

本会は、特定個人情報等を本会の役員又は職員、会員その他の個人に関して本会が行う税務、社会保障手続のためだけに取り扱うものとし、患者さんの特定個人情報等を取り扱うことはありません。

### 4. 安全管理措置に関する事項

本会は、以下をはじめとする特定個人情報等の安全管理措置について、「特定個人情報等取扱規程」（以下、「取扱規程」といいます。）を定め、これを遵守します。

- (1) 会長の下、総務担当理事を保護責任者、事務局長を管理者、各主幹・課長を取扱責任者とする組織体制とし、特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 本会は、特定個人情報等が適切に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して定期的な点検を行います。
- (3) 特定個人情報等保護責任者は、本会における特定個人情報等の取扱いに関して、番号法その他の法令、ガイドライン、取扱規程等に違反する行為を把握した場合は、事実関係の調査と原因究明を行い、会長への報告及び情報主体への連絡、再

発防止策の公表等の対応を迅速に行います。

- (4) 本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失・毀損等を防止するため、番号法その他の法令、ガイドライン等で定める基準を満たした安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置）を講じます。

#### 5. 継続的改善

本会は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、本基本方針及び取扱規程を継続して見直し、必要な改善を行います。

#### 6. 特定個人情報等の取扱いに関する窓口

本会における特定個人情報等の取扱いに関するご質問等への問合せ先として、次の窓口を設けます。

窓口部署	電話番号	Eメールアドレス
東京都医師会事務局 総務課	03-3294-8830	syomu@tokyo.med.or.jp
東京都医師会事務局 経理課	03-3294-8839	keiri@tokyo.med.or.jp

窓口の受付時間 / 月～金曜日の午前10時から午後5時まで（土日祝日休み）